

上代のへ名詞ーナガラゝとカラ

村 島 祥 子

一 問題の所在

上代のナガラという表現には、「神ながら」のように名詞に下接するものと、「言ひながら（6-六七¹）」のように動詞連用形に下接するものがある。現代ではへ連用形ーナガラで動作の同時進行などを表す用法が多く見られるが、上代ではのべ語数の約八割をへ名詞ーナガラが占めている。

(1) やすみしし 我が大君 神ながら【神長柄】 神さびせずと 吉野川 激つ河内に 高殿を 高知りまして 登り立ち 国見をせば たたなはる 青垣山 やまつみの 奉る御調と 春へには 花かざし持ち 秋立てば 黄葉かざせり 行き沿ふ 川の神も 大御食に仕へ奉ると 上つ瀬に 鵜川を立ち 下つ瀬に 小網

刺し渡す 山川も 依りて仕ふる 神の御代かも (1
三)

上代のへ名詞ーナガラはほぼ全てが(1)のようにへ動作主体、名詞ーナガラ、動作(状態)ゝの構文を基本とし、へ名詞ーナガラは副詞的に述語を連用修飾する位置で専ら用いられている。解釈について近年の注釈書を見わたすと、例えば次のような現代語で表現されている。

トシテ……神として(『集成』『注釋』)

ママニ……神であられるままに(『新全集』『釋注』)

『大系』

心任セニ……神の御心まかせに(『新大系』)

トシテは動作における立場や資格に、ママニは状況の維持や委任に、心任セは動作主体の願望や意志に、それぞれ重きがおかれて焦点がやや異なるものの、この場合どれも

文脈に逆らわない。いずれの解釈も上接語「神」を動作主体「大君」の存在そのもの（あるいは重要な属性）として重ねていると見られ、そのもとで動作「神さびせす」が行われていると理解する点で一致しているからであろう。ところで、これは別の言い方をすると、「大君―神さびせす」という主語・述語で表されているある出来事を、「神」をもちだして重ねて描写していると見ることが出来る。その点で「名詞―ナガラ」はある出来事の見え方を表す、すなわち比喩や形容表現の一種と位置づけることができるだろう。本稿は上代の「名詞―ナガラ」をそうした形容をつくる表現としてとらえなおし、その仕組みを明らかにすることによって今一步踏み込んだ理解をしようと試みるものである。

二 上代の「名詞―ナガラ」

(1)で見たように、「神ながら」の解釈には現代語のトシテ・ママニが多く用いられ、文脈として不自然ではない。しかし、上代の用例を見渡すと、「名詞―ナガラ」の用いられ方には現代語のトシテ・ママニにはない特色が認められる。「神ながら」で言えば、「神ながら」のかかる述語は統治や国見や宮殿の造営など、神に重ねることが可能な存在（天皇またはそれに準じる者）でなければとることので

きない動作に限られている。つまり、「神ながら」は「神」に特有の動作や状態がとられた場合にしか用いられない。これは「大臣として発言する」「学生のまま結婚する」「思うままに記す」のようにも用いられる現代語のトシテ・ママ（二）にはない特色である。言うまでもなく、「発言する（結婚する）」のは「大臣（学生）」に特有の動作ではない。

(2)……神下し いませまつりし 高照らす 日の皇子は
飛ぶ鳥の 清御原の宮に 神ながら【神随】 太敷き
まして 天皇の 敷きます国と 天の原 石門を開き
神上り 上りいましぬ……（2二六）

(3)……常闇に 覆ひたまひて 定めてし 瑞穂の国を
神ながら【神随】 太敷きまして……（2二九）

(4)やすみしし 我が大君の 神ながら【神随】 高知ら
せる 印南野の……（6三六）

(5)……いや継ぎ継ぎに 知らし来る 天の日継と 神な
がら【神奈我良】 我が大君の 天の下 治めたまへ
ば もののふの 八十伴の緒を 撫でたまひ 整へた
まひ 食す国も 四方の人をも あぶさはず 恵みた
まへば……（19三三）

(6)やすみしし 我が大君 高照らす 日の皇子 荒たへ
の 藤原が上に 食す国を 見たまはむと 恵みあら

かは 高知らさむと 神ながら【神長柄】 思ほすな
へに……(一五)

(7) ……あをによし 奈良の都に 万代に 国知らさむと
やすみしし 我が大君の 神ながら【神奈我良】 思
ほしめして……(一九三六)

(8) 山川も依りて仕ふる神ながら【神長柄】 激つ河内に船
出せずかも(一三)

(9) やすみしし 我が大君 高照らす 日の皇子 神なが
ら【神長柄】 神さびせずと 太敷かず 京を置きて
こもりくの 泊瀬の山は 真木立つ 荒き山道を 岩
が根 禁樹押しなべ 坂鳥の 朝越えまして 玉かぎ
る 夕さり来れば み雪降る 安騎の大野に はたす
すき 篠を押しなべ 草枕 旅宿りせず 古思ひて
(一四五)

このようにへ名詞「ナガラ」はへ動作主体、名詞「ナガラ、動作(状態)」の構文を基本としている。その動作主体に波線、「神ながら」に傍線、動作に破線をそれぞれ付した。破線で示した動作に着目すると、国を治める(または治める決意をする)・国見する・宮殿を営む・民を恵むなど、いずれも天皇(またはそれに準じる者)ならではの動作である。(2)く(5)の「神ながら」がかかっていく動作は統治することまたはそれに準じる動作であり、(6)(7)は統治

への決意を表す動作である。(8)の「舟出」も単に船に乗ることではない。山の神や川の神を従えて渦巻く激流に船出するという行為はすでに常人のものではないが、諸注釈が指摘するようにここにはそれ以上の意味があると考えられる。(8)は二組の長歌・反歌から成る吉野賛歌(一三三〜三三)の最後の反歌であり、「山川も依りて仕ふる」激つ河内に「船出」は、直前の長歌(1)「激つ河内に」高殿を高知りまして登り立ち国見「山川も依りて仕ふる」の構成に対応している。つまり、この「船出」は支配する地に支配者として出でますことであり、(1)の「国見」に通じる行為であると考えられる。(9)の「神ながら」がかかっている動作「神さびせず」の内容は、野山を越えて安騎野に旅宿りする歌の続き全てであろう。ここで軽皇子は荒い山道や雪降る大野といった困難な旅路を軽々と越えて行く存在として描かれている。「(10)大君は神にしませば真木の立つ荒山中に海をなすかも(三三三)」に端的に見られるように、人間の力では御しがたい大自然の力を意のままにする存在として「大君」を描き出すのは、人麻呂がしばしば用いる手法として知られている。さらに、この安騎野遊獵には軽皇子こそが次の天皇であることを世に知らしめる意図があったと言われている。「いにしへ」とは軽皇子の父・草壁皇子がかつて安騎野に獵したことであり、『釋注』が「草壁が

時代を背負う皇太子として安騎野に遊んだ日の御子ぶりを
 軽皇子に再現させることで、草壁と軽とが一体であること
 を定着させる試みであつたらしい」と簡潔にまとめた理解
 を踏まえると、波線部の行為は自らが支配者となる正当性
 の顕示として位置づけることができよう。(1)〜(9)の「神な
 がら」は全て支配者ならではの行為にかかつていると言え
 る。このように「神ながら」は「神」をもちだすにふさわ
 しい動作・状態にしか用いられない。ここから「神なが
 ら」のナガラは、現代語のトシテ・ママニよりも狭く限定
 された意味領域を有していたと推測される。そのため、上
 代の〈名詞―ナガラ〉のナガラ部分を、現代語のトシテ・
 ママニにそのまま置き換えるような理解の仕方は、十分で
 はないと考えられる。

これまでに挙げた例は全て人間のとる動作にかかつてい
 たが、〈名詞―ナガラ〉は山や海や石といった意志をもた
 ない無意志の動作主体の述語にもかかる。

(11) 高山と 海とこそば (12) 山ながら【山随】 かくも
 現しく (13) 海ながら【海随】 然真ならめ 人は花も

のそ うつせみ世人 (13 三三三)
 (13) 朝日さし そがひに見ゆる 神ながら【可無奈我良】

み名に帯びせる 白雲の 千重を押し別け 天そそり
 高き立山…… (17 四〇三)

(14) ……ま玉なす 二つの石を 世の人に 示したまひて
 万代に 言ひ継ぐがねと 海の底 沖つ深江の 海上
 の 子負の原に 御手づから 置かしたまひて 神な
 がら【可武奈何良】 神さびいます 奇し御魂 今の
 現に 尊きろかむ (5 二二)

(11) (12) は高山・海が確固と存在しているあり様にそれぞれ
 「山ながら」「海ながら」が用いられているが、これらも
 山ならではの・海というにふさわしい存在感を表している
 と考えられ、これまでの用例と同じ特徴が認められる。(13)
 は立山がその名のとおり天にそそり立っている様に「神な
 がら」が用いられている。やはり雲を押し分け天にそびえ
 る姿は霊山と呼ぶにふさわしいあり様である。このように
 〈名詞―ナガラ〉は無意志の主体の動作・状態にも同様に
 かかることから、動作主体の希望や意志を直接表す表現で
 はないと考えられる。言うまでもなく、無機物である山や
 海や石は意志や願望をもつことができな⁵い。(14)の「神さ
 ぶ」とは、長時間動かず変わら⁵ず存在し続けること、いわ
 ば鎮座することであろう。天皇や天皇の血を濃くひく皇族
 が死んで墓所に葬られた状態をこのような鎮座に見立てる
 こともある。

(15) ……あさもよし 城上の宮を 常宮と 高くしたてて
 神ながら【神随】 鎮まりましぬ…… (2 一九)

(16) やすみしし 我が大君 高光る 日の皇子 ひさかた
の 天つ宮に 神ながら【神隨】 神といませば そ
こをしも あやに怨み 昼はも 日のことごと 夜は
も 夜のことごと 臥し居嘆けど 飽き足らぬかも
(二三四)

(15) は高市皇子が葬られた状態を「鎮まりましぬ」、(16) は弓削皇子が葬られた状態を「神といませ(は)」という言い方で見立てており、それぞれ「神ながら」がかかっている。(15)(16)からは、その場はずっと存在し続けることは神ならではの所作であり、ひいては神そのものであると当時考えられていたことがうかがわれる。(14)もこれらに通じるものであろう。以上から、上代の〈名詞―ナガラ〉は動作主体の意志や希望を直接指し示す表現ではないと考えられ、現代語の心任セニは直訳としては不適當である。

ここまでをまとめると、万葉集の〈名詞―ナガラ〉の特徴として、①上接語にふさわしい・上接語ならでの動作・状態にのみ用いられる、②無生物の動作主体の動作・状態にも同様に用いられる、という二点が認められた。特徴①から〈名詞―ナガラ〉には、ある動作主体がある動作をする(またはある状態にある)ことをふさわしいと判断した何者かの判定が伴っていたと考えられる。しかし、特徴②から、ふさわしいと判断した判定主は動作主体ではな

く、表現主体(＝作者や発話者)であると考えられる。以上から、上代の〈名詞―ナガラ〉は、ある動作・状態をとる動作主体の様子をふさわしいと判断した表現主体の判定を表す表現であったと推定される。これは、ある動作・状態をとる動作主体の〈それらしさ・ふさわしさ〉を形容する表現であったと言い換えることができるだろう。ゆえに、現代語では「(動作主体は)〜であるにふさわしく(状態・動作する)」が最も近い直訳であると考えられる。

この特徴は上代の他の文献に見える〈名詞―ナガラ〉にもあてはまる。他に〈名詞―ナガラ〉の用例と考えられるものが古事記に一例、祝詞に二例、続日本紀宣命に二十余例見える。祝詞の〈名詞―ナガラ〉は万葉集の用例に近い。

(17) ……天の御舎の内に坐す皇神等は、荒びたまひ健びたまふ事なくして、高天の原に始めし事を神ながらも
【神奈我良^毛】知ろしめして、神直び・大直びに直したまひて、この地よりは、四方を見齊かす山川の清き地に遷り出でまして、吾が地と領きませと……(遷却崇神)

(18) ……安幣帛の足幣帛と平らけく聞しめして、崇りたまひ健びたまふ事なくして、山川の広く清き地に遷り出でまして、神ながら【神奈我良】鎮まりませと称辞竟へまつくらく(遷却崇神)

(17)は崇り神に遠く離れた地に遷り去るよう求める場面である。「神ながら」は直後に続く統治に関わる動作全体にかかつており、万葉集の(2)〜(5)と同様である。(18)も同祝詞中の用例で、遠く離れた地で鎮座するよう崇り神に請う場面である。これも万葉集の(14)〜(16)に通じる。なお、宣命の「名詞ーナガラ」は、ほとんどが「天皇、神ナガラ、ト思ホシメス(マス)」という形式化された独特の構文で用いられており、一見天皇を賛美するための形骸化した決まり文句のように見える。しかし、「神ながら」が用いられている思惟内容へへには一定の傾向が認められる。吉兆や謀反などに際して神意を推量する場面や、国を泰平に保つための一大方針を決定する場面など、続日本紀宣命においてもやはり「神ながら」は神というにふさわしい行動がとられた場面で用いられる。古事記や宣命に見られる天皇以外に用いられた「名詞ーナガラ」も、やはり上接語に相応した行動にかかつている。詳細は別稿「続日本紀宣命における「名詞ーナガラ」(『日本文学誌要』第67号、二〇〇三)を参照いただきたい。

三 上代の複合名詞へへカラ

述べてきたように、上代の「名詞ーナガラ」はある動作や状態をとる動作主体のそれらしき・ふさわしさを表す表

現であると考えられるが、「名詞ーナガラ」がなぜそのような働きをもち得たのか以下考察する。はじめに基本事項を確認しておく。すでに指摘されているように、ナガラは連体助詞ナに名詞カラが接続し連濁したものであると考えられる。カラが単独で名詞として用いられた確例はないが、「国から」「山から」といった複合名詞の中に見つけることができる。「稻がら」「菱がら」のカラも同源であると見る見方もある。また、「御手づから【美豆豆可良】(5八三)」「己が身のから【自身之柄】(16三九六)」のように、「名詞ーナガラ」と同様、カラが連体助詞を介して名詞に接続した用例も見られる。ただし、カラは上代すでにかなり接辞化が進んでおり、御手づカラなどのカラも名詞としての働きは薄れ、「わざわざ」「すすんで」「おのずと」といった身近な副詞句をつくるための接辞のように扱われている。だが、これらのカラも元は名詞であったことが連体助詞ツノからうかがわれよう。また、古い連体助詞ナは「手な末【手端へ多那須衛】(紀・神代)」「目な交ひ【麻奈迦比】(5八三)」のように上接語に被覆形をとることが知られているが、「名詞ーナガラ」も(13)「神ながら【可無奈我良】」のように「神」の被覆形「神」に接続している。このように「名詞ーナガラ」は元は「名詞十連体助詞十名詞カラ」であると見られるが、ふさわしさを表

す機能が格助詞ナにあるとは考えられないため、名詞カラの働きに拠るものと見てよいだろう。以下、へ名詞ーナガラゝの働きを理解するために、名詞カラを考察する。接辞化が進みつつある中、名詞の働きが最も濃く見られるカラとして、「国から」「神から」といった性質を表す複合名詞群が挙げられる。

I 性質を表すカラ

- (19) 玉藻よし 讃岐の国は 国から【国柄】か 見れども飽かぬ 神から【神柄】か ここだ貴き
…… (2三〇)

- (21) 吉野の 吉野の宮は 山から【山可良】し 貴くあらし 川から【水可良】し さやけくあらし…… (3三五)

- (23) 秋津の宮は 神から【神柄】か 貴くあらむ 国から【国柄】か 見が欲しからむ…… (6六七)

- (25) 神から【神柄】か 見が欲しからむ 吉野の滝の河内は 見れど飽かぬかも (6九〇)
(27) 射水川 い行き巡れる 玉櫛寄 二上山は…出で立ちて 振り放け見れば 神から【可牟加良】や

- そこば 貴き 山から【夜麻可良】や 見が欲しからむ 皇神の 裾廻の山の 波谿の 崎の荒磯に

…… (17三六五)

(28) 立山に降り置ける雪を常夏に見れども飽かず神から【加武賀良】ならし (17三〇一)

これらのカラは、性質や性格を表す抽象名詞であると考えられる。これらの用例群からはいくつかの特徴を指摘することができる。まず、実質的な意味をもった一名詞であるにも関わらず、①複合されずに単独カラで用いられた例がない。また、②複合名詞の形となつてなお意味上の主語や述語には用いられず、述語を連用修飾する副詞句としてのみ用いられる。これらの用例群は「動作主体ー動作(状態)」という主語述語文ではなく、「題目(ハ)ー解説」といういわゆる提題文として一括してとらえるべきであるが、Iのカラは複合名詞となつてなお「ー」部分に挿入されたような従属的な位置でしか用いられない。③へ題目ハ、名詞カラ、解説を基本形とし、カラの上接語へ名詞へは題目そのもの(または題目を構成する重要な要素)である。④疑問・推量表現(波線部)を伴うことが多い。⑤見る行為に関わる表現(破線部)が多い。「見る」という動詞の他、見ることを前提とする「見が欲し」、「ここだ・そこば」といった目下の事柄を指し示す語も用いられている。⑥題目が三人称のみである。へ題目ハ、名詞カラ、解説の題目は「国」「宮」「山」など三人称のみであり、それ以

外の人称、とりわけ一人称（＝表現主体、すなわち作者）をとった例がないのは特徴的である。これらの特徴を総合すると、名詞カラで表される性質は、ある出来事や光景を見た人が、その場でそこから感じとったものであると考えられる。表現主体は、目下の関心事である題目の光景（または題目に関わる出来事）を見て、題目そのもの（または題目を構成する重要な要素）の性質を、推量（あるいは問いかけ）しながら見きわめるのである。見きわめの判定主である表現主体はいわば傍観者であり、題目に表現主体自身がたたないのはそのためであろう。このように名詞カラで表される性質は、ある物の内側に深く隠れている本質ではなく、ある動作や状態をとることによってある物の内側から外側にありありと現れ出ている性質であると考えられる^①。〈名詞―ナガラ〉が、ある動作（または状態）をとる動作主体の様子をふさわしいと判定した表現主体の見方を表し得るのは、名詞カラのこのような特性に拠るものである。このような名詞カラを体言言い切りによる言い放ちで提示しつつ、動作を直に連用修飾させることによって、ある動作をとる動作主体のそれらしき・ふさわしさを言い表す〈名詞―ナガラ〉の構文が一時期成立していたものと推測される。

Iで挙げた複合名詞のカラに該当する一語の現代語は見

あたらないが、意味的に近い抽象名詞としては、人や物の性質を表す「柄^{がら}」を挙げることができる。現代語の柄には、挙動などによって表に現れている性質を表す意味があり、「柄は悪いが、根は素直ないい子。」が矛盾をきたさないのはそのためである。ゆえにIのカラを現代語訳するには、(19)「国から」のように現代語の柄を用いることができる場合にはそのまま「国柄のせい」で、「神から」「山から」のように現代語の柄をそのまま用いることができなない場合は、題目（または題目を構成する重要な要素）の性質がその光景にありありと現れ出ていることを表すことばを補ってよいだろう。例えば(20)(23)(25)(26)(28)の「神」は、それぞれの地を支配している者（この場合国つ神）を指していると考えられることから「この地の国つ神の御気質が現れて」、(21)「山から」は、「山のこれほどまでの有り様によって」のように意識できるだろう。なお、訳語に用いた「せい」で「よって」は二次的に生じる因果関係をそのまま反映したもので、注(9)で述べたようにこれらのカラが原因理由を表すことばというわけではない。性質・性格・属性といった抽象名詞は実際の形をもたない觀念であるが、現代では「彼の人柄はきわめて穏和だ」「花束を贈るのはあの人の柄ではない」のように、実際に行われた具体的な行動や出来事とは関わりなく思考し表現することが

できる。しかし上代では、抽象的な観念を具体的な出来事から切り離して操作するという思考法（またそれを表す表現法）が未発達であったことをうかがわせる。

四 まとめと解釈

上代の〈名詞―ナガラ〉は、「動作主体（または状態の帰属主）、名詞―ナガラ、動作（または状態）」を基本構文とし、ある動作をとっている動作主体の様子をそれらしい・ふさわしいと感じた表現主体の見方を表す表現である。この働きは、目の前の出来事や光景の中にありありと現れ出ているある物の性質を表す名詞カラに由来している。この結論をふまえると、次の歌に対する従来の解釈は不適当であろう。

(29) ……鶏が鳴く 東の国の 御軍士を 召したまひて
ちはやぶる 人を和せと まつろはぬ 国を治めと
皇子ながら【皇子随】 任けたまへば 大御身に 大
刀取り佩かし 大御手に 弓取り持たし 御軍士を
率ひたまひ…… (2一九)

(29)は高市皇子挽歌において、壬申の乱を起こす天武天皇が長男の高市に軍の統轄を任せるところである。この「皇子ながら」は「任したまへ」を連用修飾しており、その動作主体は天武であることから、〈名詞―ナガラ〉の基本構

文に直せば「(天武ガ)、皇子ながら、任したまふ。」となる。従来説は全てこの「皇子」を高市とし、例えば「皇子でいらせられる尊い御身に(『大系』)」「高市皇子のお心任せに(『新全集』)」「皇子であられるがゆえに(『釋注』)」のように解釈しているが、この「皇子」は天武のことであろう。(29)は天武がミコであるにふさわしく(高市に軍の統轄を)お任せになった、の意であると考えられる。次に挙げるように、歌の中で天武はミコと呼ばれることがある。

(30) 明日香の 清御原の宮に 天の下 知らしめしし
やすみしし 我が大君 高照らす 日の ⁽³¹⁾皇子【皇
子】 ……うまこり あやにともしき 高照らす 日の

皇子【御子】 (2二六三)
(2) ……神下し いませまつりし 高照らす 日の皇子

【皇子】は 飛ぶ鳥の 清御原の宮に 神ながら 太
敷きまして 天皇の 敷きます国と 天の原 石門を
開き 神上り 上りいましぬ…… (2二六七)

(30)は天武が薨じた後に妻の持統天皇が詠んだ歌で、天武は二回「日のミコ」と呼ばれている。崩御した天皇を指すこれらのミコが、帝位に就く前の皇太子という意味であるとは考えられない。(30)の表記【皇子】は繰り返し部分で(31)【御子】と変字されていることから、表記【御子】と【皇子】に意味の差はないと見られる。(2)草壁皇子挽歌に

おいても天武はミコと呼ばれている。なお、草壁皇子挽歌には(2)を含めて合計四回ミコが用いられているが、残りの三例は草壁のことであり、同一歌中のミコが必ずしも同一人物であるとは限らないことが知られる。高市皇子挽歌にも(29)を含めて合計三回ミコが用いられているが、残りの二つは高市のことである。これら(30)(31)(2)のミコは、皇太子という身分に限らず、かつて天皇であつた者・現天皇・いづれ天皇になる者など、歴代天皇またはそれに連なる人物には用いることができたと考えられる。これらは次のようなミコと同じものであろう。

(32) (33) ……高天原に事始めて、遠天皇祖の御世、中・今に至るまでに、天皇が⁽³²⁾御子【御子】のあれ坐さむいや継々に、大八嶋国知らさむ次と、天つ神の⁽³³⁾御子【御子】ながらも、天に坐す神の依し奉りし隨に、この天津日嗣高御座の業と、現御神と大八嶋国知らしめす倭根子天皇命……(一詔)

(34) ……大和の国は 天皇の 神の御代より 敷きませる 国にしあれば 生れまさむ 御子【御子】の継ぎ継ぎ 天の下 知らしまさむと 八百万 千年をかかねて 定めけむ 奈良の都は……(6二四七)

(32) (34)のミコは「天皇に対する皇太子」の意ではなく、天つ神の血をひいた帝位の「正統な後継者」という意であ

ると考えられる。(32)(33)は天皇の子孫が次々と生まれ、天つ神の子孫であるにふさわしく、代々天皇の位を受け継いでいくという文脈である。(34)のミコも、神代からこの国を代々治めている天皇の子孫という意である。このようなミコは先帝ひいては天つ神の子孫であり、その血統ゆえに帝位を受け継ぐ「正当な後継者」の意であると考えられる。(30)(31)(2)のミコは全て「日のミコ」という形であつたが、(32)では「天皇がミコ」、(33)では「天つ神のミコ」、(34)ではミコ単独で「正統な後継者」を表し得ている。さらに、帝位を継承するミコには、「親に対する子」とは異なる独特のこの意識があつたことが次の例からうかがわれる。

(35) (36) 『……法の隨に、後遂には⁽³⁵⁾我子【我子】に、さだかにむくさかに、過つ事無く授け賜へ』と、負せ賜ひ詔り賜ひしに……、天つ日嗣高御座食国天下の業を、⁽³⁶⁾吾が子【吾子】みまし王に、授け賜ひ譲り賜ふ』と詔りたまふ天皇が天命を……(五詔)

(35) 「我が子」に帝位を授けよと述べたのは文脈から元明天皇であり、「我が子」は聖武天皇を指すと考えられるが、血縁関係でいえば元明にとつて聖武は孫であり、子ではない。元明の言を受けて元正天皇は「吾が子みまし王」、すなわち聖武に帝位を譲ろうと述べるが、やはり元正にとつても聖武は実際には甥である。新日本古典文学大系『続日

本紀』が頭注で「聖武は元明の孫だがスメミオヤの立場からみれば我が子となる」と注しているとおりに、帝位の後継者に対しては特別なコの意味が当時あつたと見られる。(30) (34)のミコ、そして問題の(29)「皇子ながら」のミコも、このようなコに通じるものであろう。

さらに、「神ながら」は要職を任命したり解任したりする場面で用いられることがある。

(37)……人さには 満ちてはあれども 高光る 日の大朝
廷 神ながら【神奈我良】 愛での盛りに 天の下
奏したまひし 家の子と 選ひたまひて 勅旨 戴き
持ちて 唐の 遠き境に 遣はされ 罷りいませ……

(5六九四)

(38)天の日嗣と定め賜ひ儲け賜へる皇太子の位に謀反大逆
の人の子を治め賜へれば、卿等、百官人等、天下百姓
の念へらまくも、恥し、かたじけなし。加以、後の世
の平けく安けく長く全く在る可き政にも在らずとなも
神ながらも【神奈我良】 念し行すに依りてなも、他戸王
を皇太子の位停め賜ひ却け賜ふと宣りたまふ天皇が御
命を、衆聞きたまへと宣る。(五四詔)

(39)……あなおもしろ 布当の原 いと貴 大宮所 うべ
しこそ 我が大君は 君ながら【君之随】 聞かした
まひて さす竹の 大宮ここと 定めけらしも (6

(二五〇)

(37)は遣唐使の選抜・任命・派遣といった一連の動作に、(38)は井上内親王の謀反発覚に伴う廢太子の決定に、それぞれ「神ながら」が用いられている。述べてきたように、上代の(人名詞)ナガラはある動作をとっている主体のそれらしさ・ふさわしさを表す表現であると考えられることから、要職の任命・解任は支配者ならでの行為として当時見なされていたと考えられる。国を左右する重大な決定に「神ながら」が用いられている点では、新都の地を久邇に定めたことに対して用いられた(39)「神ながら」も同様である。 (39)は聖武が大君であるにふさわしく新都をここに決定した、の意であると考えられる。

以上から、(29)「皇子ながら」は天武が天つ神の血を受け継いだ正統な支配者であるにふさわしく、要職の決定権を行使し、軍の統轄を高市に任せた、と解釈すべきであると考えられる。このミコは天武が歴代天皇に連なる帝位の正統な継承者であることを表すものであり、当時天武が皇太子に相当する身分であったか、また高市とどのような血縁関係にあったかといったことは直接関わらないと考えられる。この結論によっても、天武が高市に軍の統轄を任せたとという大筋に変わりはないが、作者がこの出来事をどのように描き出そうとしていたのか、より近づいた理解とな

るだろう。草壁や高市の挽歌を父・天武の偉業から書き起すのは、二人の皇子がもつ血筋の正統さを示すためであると考えられ、この解釈はそうした見方にも附合する。(20)を含めた前文脈において、「神さぶと岩隠りますやすみし我が大君の」以下の動作はすべて「我が大君」すなわち天武のものであり、その動作を修飾している「皇子ながら」が天武に関わる表現であるとするのはむしろ自然であろう。さらに、上代に五〇例ほど見える〈名詞―ナガラ〉の例のうち、主語以外（この場合、補語）のあり様を表した例が皆無である事実に照らして、万葉集第二期に属するこの例のみを例外として認めることになる従来説には無理がある。

その後〈名詞―ナガラ〉は、カラの原義が忘れ去られるとともに、主体のふさわしさを判定する機能も失われたと見られる。

(40)はぎのつゆ珠にぬかむと取れば消ぬよし見む人は枝ながらみよ（古今三三・秋上・詠人不知）

(40)の「枝ながら」には動作主体のふさわしさを表す働きは見られない。基本形に直すと「見む人は、露を枝ながら、見よ」であり、「枝ながら」は主語「見む人」についてではなく、目的語「露」の単純な付帯状況を表している。この段階に至って〈名詞―ナガラ〉のナガラは接辞化を遂げ

たと言えるが、このような例は上代にはまだ見られない。

注

- (1) 本文や歌番号の引用は、万葉集：新編日本古典文学全集『万葉集』小学館（一九九四）、日本書紀：日本古典文学大系『日本書紀』岩波書店（一九六七）、祝詞：日本古典文学大系『古事記祝詞』岩波書店（一九五八）、続日本紀宣命：新日本古典文学大系『続日本紀』岩波書店（一九八九）、古今集：新編日本古典文学全集『古今和歌集』小学館（一九九四）に従う。書名を添えない番号は万葉集のもので、巻六・一六七九番を（六六九）と表す。宣命は続日本紀の宣命のみを指し、続日本紀宣命第十三詔を（十三詔）と表す。注釈書の略称は以下の通り。『新大系』：新日本古典文学大系『万葉集』岩波書店（一九九九）、『釋注』：伊藤博『万葉集釋注』、『新全集』：新編日本古典文学全集『万葉集』小学館（一九九四）、『集成』：新潮日本古典集成『万葉集』新潮社（一九七六）、『大系』：日本古典文学大系『万葉集』岩波書店（一九五七）、『注釋』：澤瀉久孝『万葉集注釋』中央公論社（一九五七）。
- (2) 『新大系』の口語訳では「大君」と「神」を同じ存在として見なしているか分かりにくいだが、同注釈書同巻の五〇番において「神ながら思ほすなへに」を「神であるままに思しめすと」と注釈していることから、やはり(1)においても「大君」を「神」と重ねて解釈していると見

てよいようである。

(3) 『釋注』は(8)が直前の長歌に対応するとともに第一群の長歌(三六)への回帰にもなっていると解し、この「船出」を天皇が「大宮人や河内の統括者として立ち返つていく」行為と位置づけていて、首肯される。

(4) 現代語のトシテ・ママニには、「にこにこことして愛想がいい。(広辞苑)」「徒然なるままに想念がめぐるのだった。(朝日新聞)」のように状態指示を大らかにおこなう用法がある。このような広汎な意味領域をもつ現代語のトシテ・ママニの中に、上代のへ名詞「ナガラ」のナガラの狭い意味領域が重なりながら含まれてしまうために、上代のへ名詞「ナガラ」を現代語のトシテ・ママニで訳しても意味はとおる。しかし、以下述べるように、上代のへ名詞「ナガラ」のナガラがおこなう状態指示は、現代語のトシテ・ママニに比べてより限定的なものであるため、誤りではないものより正確な理解が可能であると考えられる。

(5) (11) (14)を全て擬人法として位置づけるのは無理であろう。擬人法とは人間でないものを人間としてなぞらえる表現であり、「花笑い、鳥歌う。」のように本来人間にしかとることができない動作・状態を人間でない主語がとるものである。(14)は石が「神さびいます」という述語をとつていて擬人法的であるが、(13)は「御名」などの表現から単なる物体として山を描き出してはいないものの、「雲を押し分け、天そそり、高き」という述語が人間に

しかとり得ない述語であるかは意見が分かれよう。さらに、(11)(12)のような形容詞文を擬人法と見なすのは難しいだろう。

(6) 大野晋(一九五三)「カラ」と「カラニ」の古い意味について(『金田一博士古稀記念言語民俗論叢』昭和28)、石垣謙二(一九五五)「助詞「から」の通時的考察」(『助詞の歴史的研究』昭和30)に詳しい。

(7) 『時代別国語大辞典上代編』「から【柄】」項の【考】に、「カラは本体から、出自・因由を表す方向へ展開した一方、本体の出たあと、外皮・外殻を意味する方向へも動き、ここから、卵の殻などのカラができたという説も成り立つ。また、植物の茎や幹を意味するカラも同源であろう。」とある。

(8) Iのカラは接辞ではなく、複合名詞後項の体言と見てよいようである。カラは接辞化をはじめると、移動動詞にかかるカラは「から」の形で經由を表す格助詞のように用いられ、それ以外のカラは「からに」または「ものから」の形で接続助詞のように用いられるという、形の使い分けが認められる。副詞として慣用化しつつある「我が心から」「おのづから」「御手づから」などのカラにも共通して自発性・自主性が認められ、内面から外面に意志や成り行きが經由し表出してくる点で、移動動詞とともに用いられるカラと一続きのものであろう。後述するようにIのカラも内から外に現れ出した性質を表していると考えられるが、物理的移動や意志感情の表出に用

いられるカラほど經由の記号化は認められないように思われる。

(9) これらのカラを原因理由を表す形式体言と位置づける考えには従えない。形式体言とは一般に、(i)実質的な意味をもたない、(ii)連体修飾語を受けないと用いることができない、の二点を同時に満たすものと定義される。後述するように、Iのカラは単独では使用できない点で(ii)を満たすが、(i)にはあてはまらない。例えば、(19)は「讃岐の国は、国だから、見飽きないのか」では意味が通らない。Iのカラが「題目、くカラ、解説。」の構文(またはその変形)でのみ用いられること、さらに上接語「く」が題目そのもの(または題目の重要な属性や構成要素)に限られることから考えて、Iのカラには上接語の性質を表す抽象名詞としての意味的実質があると考えられる。このカラに限らず一般に、題目や主語の性質を示しながら述語を連用修飾すると、「彼は、臆病にも、逃げてしまった。」の「臆病」と「逃げてしまった」の間に結果的に因果関係が生じるように(「臆病ダカラ、逃げてしまった」、二次的な因果関係を結びがちであるが、これが直ちに原因理由を表しているということにはなるまい。

(10) Iの用例群は主語述語文ではなく、いわゆる提題文として一括するべきであろう。提題文とは一般に、「(い) 私は日本人です。」「(ろ) 春は眠くなる。」「(は) 源太君は去年おじいさんがなくなつたんです。」のように題目とその解説から成る文であり、(い)

のような主語述語文としても見なせる文も含まれる。例えば、(19)は「讃岐の国は見れども飽かず。」、(20)は「讃岐の国は貴し。」、(28)は「(立山八)立山に降り置ける雪を常夏に見れども飽かず。」という提題文である。

(11) 注(7)で紹介した『時代別国語大辞典』の考えのように、「国から」のカラと「稲がら」「菱がら」のカラを同源として見なすとすれば、どちらも対象の表面にあつて、表現主体が対象と向き合うとまづ手が触れるところ・目につくところ、対象と関わりとうする際のつかかり・きつかけとなるもの、という共通点が着目されよう。いづれにしても「国から」のカラは、『時代別』が述べるような外皮に対する本体に属するものではなく、初めから外的なものであつたと考えられる。

(12) (39)について、『新全集』はこの「君」を橘諸兄とし、「大臣のお言葉どおり」と解釈しているが、従えない。その頭注に「このキミは聖武天皇を表す「我が大君」と使い分けられており、左大臣諸兄を指す」とあるが、次に示すように家持にそのような使い分けは認められない。

(41) 高円野の野の上の宮は荒れにけり立し君【伎美】の御代遠そけば (20翌元)

(42) 延ふ葛の絶えず徳はむ大君【於保吉美】の見しし野辺には標結ふべしも (20翌元)

聖武天皇の崩御後に荒れた高円山離宮を思いやつて作つた歌五首において、家持は聖武を第一首目(42)でキミと呼び、第三首目(42)ではオホキミと呼んでいる。